

議 第 7 号

高等学校授業料無償化制度の拡充を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国は、高等学校等就学支援金制度によって高校生の授業料無償化を図っており、さらに、本年度は臨時的な措置として、所得制限の一部を事実上撤廃し、世帯年収にかかわらず授業料相当額を給付している。

しかし、定時制・通信制といった単位制高校では、支給限度額が単位数に応じて定められているため、標準年限での卒業に必要な年間単位数を履修した場合にも授業料が発生し得るなど、実情に即した支援であるとは言い難い。

教育は全ての国民に保障される基本的人権であることから、学びの形態による不公平は認められず、主体的な学びの更なる促進に向けては、教育格差の解消に資する新たな仕組みづくりが求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、高等学校授業料無償化制度の拡充により、教育の機会均等及び学習権を保障するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 高校生等臨時支援金制度に加え、今後検討される新制度においても単位数上限を撤廃するなど、多様な学びの実現に資する制度設計とすること。
- 2 安定的な財源を確保するとともに、教育に係る公私のバランスも十分に考慮し、私立学校も含む全ての生徒の授業料無償化を実現するための施策を推進すること。